

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について
開示に関する諸規則の整備

2026年5月20日

一般社団法人 資産運用業協会

(ご意見等の状況) 個人1名・1件法人1社・1件、合計2件

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則			
1	第3条第1項 第3号など	<p>今回の改正案では「ベンチマーク等との併記を原則とし、併記が適切でないと委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を表示するものとする。」といった文言が、従来の「併記できない場合は、～～」に代わり追加されているものと理解しております。</p> <p>当該改正は、ファンドの運用方針に適合しないベンチマーク等を併記することで、却って投資家の誤解を招くことを避ける観点から、ベンチマーク等の表示を原則としつつも、表示が適切でないと委託会社が判断した場合には、その理由を表示することにより、ベンチマーク等を表示しないことができる旨を明確化する趣旨で整理されたものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>これは、第183回自主規制委員会資料として開示されている第34回開示専門委員会のディスカッションペーパーにおける検討事項を踏まえたものとの理解で差し支えないか、ご教示ください。</p> <p>また今回の改正案そのものは、ファンドにおいてベンチマーク等を設定するか否か、あるいは設定すべきか否かといった点について、何かしらの見解を新たに示すものではないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。現行規定の記載内容を規則と委員会決議で統一するうえで、考え方を明確化したものであり、従来の考え方を変える或いは新たな見解を示す趣旨ではございません。</p> <p>ベンチマーク等の表示の適切性については、例えば、運用方針に見合った一般的な指数がなく、仮に特異な指数が存在したとしても、比較対象としての有効性や実質的な受益者負担の回避等の観点から、フィデューシャリー・デューティーの基に委託会社が検討のうえ判断するものと考えられます。</p> <p>貴見のとおりと考えます。本件改正に当たっては、旧投資信託協会の自主規制委員会下の開示専門委員会において検討がなされ、その内容は、当協会の会員向けに公開しております。ご指摘の資料もその一つでございます。</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
2	第3条の3 第1項第5号	<p>今回の改正案において表示期間が「最近5年間」に限定されていますが、これに加え、ファンドの特性に応じた「設定来および長期の指数」に基づくリスク・リターン指標の明示を義務付けるべきだと考えます。</p> <p>具体的には、以下の項目の追加開示を提言いたします。</p> <p>アクティブファンドの場合：設定来の「幾何平均リターン」「リスク（1・2標準偏差）」「想定最大下落幅（最大ドローダウン）」の明記。</p> <p>インデックスファンドの場合：ファンド自体の設定来データに加え、連動する「ベンチマーク指数における長期（例：20年等）の定量データ（リターン・リスク・最大下落幅）」の併記。</p> <p>理由（提言に至る経緯と実務上の課題）</p> <p>私は地方銀行の現場で長年、投資信託の販売実務に従事してまいりました。本提言は、日々の顧客対応において直面している「情報開示の適切性」に関する構造的な課題に基づいたものです。</p> <p>現在、販売現場では「交付目論見書や運用報告書に準拠した直近5年データ」のみでリスク説明を行うことが慣習となっています。</p> <p>しかし、昨今の堅調な相場環境下における直近5年のデータは、リーマンショック等の歴史的な暴落局面を包含しておらず、投資家にリスクを過小評価させる蓋然性が極めて高い状態にあります。</p> <p>実務家として、投資家が暴落局面においても狼狽売りをせず、真の資産形成を継続するためには、「最悪の</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の点については、本件改正の論点には含まれないことから、改正案は原案のとおりとし、ご意見は今後の検討において参考にさせていただきます。</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>シナリオ（最大下落幅）」という客観的な物差しを提示することが、受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たす上で不可欠であると確信しております。</p> <p>しかし現状、現場でこうした長期データの提示を試みても、組織からは「業界慣習である 5 年提示を逸脱する独自資料の提示は認められない」と制限される実態があります。</p> <p>顧客本位の業務運営（FD）を掲げながらも、形式的な規則遵守が優先され、真に伝えるべきリスク情報が抑制されているという実務上の乖離に、強い危機感を抱いております。現場の販売員が組織の慣習に依らず、プロとして誠実な情報提供を全うするためには、個人の裁量に委ねるのではなく、規則としてこれらの長期指標の開示を標準化することが必要です。</p> <p>インデックスファンドにおける「指数そのものの 20 年超の長期データ」や、アクティブファンドにおける「標準偏差」「最大ドローダウン」の明示。数字という客観的事実を歪めずに伝える環境整備こそが、真の金融リテラシー向上を促し、受益者の最善の利益に資するものと確信しております。</p>	

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。